

拝啓 晩冬の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、先般、化学物質過敏症などに対する保健所等での取り組みの
要望をいただいたところですが、これについては、本県では、別添
のとおり対応しておりますのご理解いただきますようお願いします。
敬具

平成16年2月24日

特定非営利活動法人
化学物質過敏症支援センター
事務局長 綱代太郎 様

愛媛県知事 加戸守行

保健所等における対応状況について

| 番号 | 要望事項 | 対応状況 |
|-------|--|--|
| 1 | 化学物質過敏症、シックハウス症候群をはじめ、化学物質による健康影響等、関連する情報を積極的に収集し、研修等を通じて、職員全員が知識、理解を深めること。 | 愛媛県では、厚生労働省からの通知に基づき、保健所職員等への研修、相談窓口の開設、衛生環境研究所等への周知を図っているとともに、教育委員会、建築・土木部局等とも情報交換に努めています。 |
| 2 | (1) 学校を含む公共施設における室内環境の保全のために、担当部局へ働きかけ、連携して、以下について取り組むこと。 公共施設の建設・管理担当部局の職員に対して、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報提供や研修等を行い、知識と理解を深めること。 | 施設建設・管理担当部局職員を含め、厚生労働省からの通知等に対する理解促進、周知を図るよう努めています。 |
| 2 (2) | 公共施設の室内空気質濃度の定期測定のほか、新築・改修工事後、備品搬入後等、必要に応じて臨時測定を行うこと。厚生労働省の指針値を超えていた場合は、原因を明らかにしたうえで、適切な対策を行うこと。 | 建築物衛生法により、延床面積3,000m ² 以上のいわゆる特定建築物には15年4月からホルムアルデヒドの濃度測定が義務づけられており、所轄の保健所において指導等に努めています。県有施設の建築、改修を行う際には、居室等の空気環境を確保するため、建築材料の制限(厚生労働省の規制対象化学物質)や換気設備の仕様、竣工後の空気環境測定、確認を行っています。また、市町村が行う建築工事についても、相談があれば建築基準法に規定された内容について県地方機関の建築指導課が助言・指導を行っています。 学校においては、学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」が平成14年2月に一部改訂され、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の定期環境衛生検査を、学校の設置者等の判断により、地域の実情に応じ、順次計画的に実施するほか、机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等によりホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の発生の恐れがあるときには臨時環境衛生検査を行うこととしています。また、新築・改築等を行った際にはホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準値以下であることを確認した上で引き渡しを受けることとしています。 |
| 2 (3) | 公共施設の禁煙化を推進すること。 | 県施設においては、喫煙者と非喫煙者それぞれが、相互の立場を理解・尊重しながら、受動喫煙防止対策に取り組むこととし、県庁及び各地方機関では、喫煙コーナーの煙を屋外に排出する方式に順次改善するなど、早期に全施設が完全分煙を達成できるよう努めています。県立学校では、5月31日以降、敷地内を完全禁煙する予定であり、県立病院では、3病院が屋内完全禁煙、残りの病院についても早期に達成するよう努めています。 また、市町村でのたばこ対策の推進についても、現在、その進捗状況等の状況把握に努めています。 |

| 番号 | 要望事項 | 対応状況 |
|----|---|---|
| 3 | 教育委員会、学校、学校医、学校薬剤師と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報交換を行い、発症している児童生徒の就学対策や、児童生徒の発症予防に取り組むこと。 | <p>学校については、学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」により衛生措置が図られています。県教育委員会では、今年度から3ヵ年で県立学校において定期環境衛生検査(教室等の空気)におけるホルムアルデヒド及び揮発性有機物化合物の検査を行っており、環境衛生基準を上回った教室等がある学校については、定期的な換気及び学校薬剤師等の連携による発生原因の究明に努めるなどの適切な措置をとることとしています。市町村立及び組合立の学校につきましても、定期環境衛生検査を順次計画的に実施するよう指導しております。</p> <p>なお、発症が疑われる児童生徒については、その原因となる物質や量、当該生徒の症状などが多種多様であることから、各学校において、養護教諭を含む教職員、学校医等が連携しつつ、個々の児童生徒の実態を把握し、支障無く学校生活を送ることができるよう配慮して教育を行ったり、必要に応じて就学指定の変更を行うなど個別の配慮をすることとしています。</p> |
| 4 | 建築・土木工事の部局と連携し、発症者の居住地近くで工事が行われる場合に、出る限り有害化学物質を減らしたり、発症者の工事期間中の避難場所を確保する等の取り組みを行うこと。 | 県が行う建築工事については、建築工事所管部署が工事者に対して、工事地区周辺への配慮を行うよう指導を行っております。 |
| 5 | 福祉、労働の部局と連携し、発症者の就労対策に取り組むとともに、就労が困難な場合の生活保護の手続きが支障無く進むよう、取りはからうこと | 保健所における相談内容において、就労が困難と思われる場合については、福祉各法の適用やハローワーク等、福祉・雇用部門と連携し対応を行います。 |
| 6 | 化学物質過敏症、シックハウス症候群の発症者が、年齢別健康診断(乳幼児検診、がん検診等)等の公共サービスが受けられるよう、実施場所において個別に対応がとられるよう取りはからうこと(実施場所の室内空気質改善、医療器具・消毒方法の配慮等)。 | 実施主体となる市町村保健センター等との連携に努め、個別対応がとられるよう配慮いたします。 |
| 7 | 医師会、医療機関と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群発症者が身近な医療機関で他の疾患も含めて受診できるよう取りはからうこと。 | 保健所等における相談時に発症者が円滑に医療機関への受診が図られるよう関係機関との連携に努めております。 |

| 番号 | 要望事項 | 対応状況 |
|----|---|---|
| 8 | 発症者居住地の周辺住民に対し、化学物質過敏症、シックハウス症候群への理解と協力を求めること(農薬・殺虫剤散布、野焼き等の制限等)。 | <p>保健所での相談業務やホームページにおける情報提供を通じて、県民のみなさんに理解協力が得られるよう努力しております。</p> <p>また、県民からの相談には、各保健所が窓口となって対応し</p> <ul style="list-style-type: none"> ①換気が濃度の低減に有効である。 ②時間の経過とともに濃度が下がるので、新築・リフォーム住宅では特に換気に心がける。 ③空気清浄器は粉塵を取るだけで、化学物質には効果がない。等の指導を行っています。 <p>また、16年度には各(中央)保健所にホルムアルデヒド濃度測定器を導入し、相談者への対応に活用する予定であります。</p> |
| 9 | 化学物質が健康へ与える影響等について、学習会等により市民へ啓発すること。 | <p>県のホームページに「シックハウス症候群」の項目を設けて、県民への周知、注意喚起を図っております。</p> <p>さらに、(社)愛媛ビルメンテナス協会に委託して、県下3箇所で県民を対象とした「住宅の環境衛生教室」を開催しています。</p> <p>今後とも、関係省庁との連携を図りながら、適切な対応に努めていきたいと考えます。</p> |